

## 板橋区「赤ちゃんの駅」認定基準

(平成 24 年 9 月 20 日 子ども家庭部長決定)

(令和 3 年 3 月 1 日 子ども家庭部長決定)

(令和 4 年 2 月 22 日 子ども家庭部長決定)

### (目的)

第 1 条 この認定基準は、「赤ちゃんの駅」事業実施施設として認定するために必要な、基本的要件を定めることを目的とする。

### (事業主)

第 2 条 区内において「赤ちゃんの駅」として認定され、事業を実施運営する事業者

### (サービスの内容)

第 3 条 この事業で提供するサービスは下記の内容とする。

- (1) オムツ替えの場所の提供
- (2) 授乳のための場所の提供
- (3) ミルク用のお湯の提供（水道水沸かし湯）
- (4) 手洗い設備の完備
- (5) 冷暖房設備の完備
- (6) 育児相談への対応

※育児相談機能を設置しない場合は、子育て相談施設（子ども家庭総合支援センター・児童館・健康福祉センター等）を紹介するものとする。

### (安全・安心の確保)

第 4 条 事業主は、自己の責任において「赤ちゃんの駅」の運営管理に当たるものとし、次の事項を遵守すること

- (1) 周囲に柵やキャビネットなどがある場合は、転倒防止対策及び収納物の落下防止対策を講じ、災害等非常時における安全確保に十分配慮すること。
- (2) 授乳スペースにおいては、プライバシーを確保するため、カーテンやつい立などの仕切りを設けること。
- (3) 清掃、換気等、清潔で良好な環境を維持すること。
- (4) 出入口の段差解消、ベビーカーの盗難防止、不審者の侵入防止等、安全管理に十分配慮すること。

### (もてなしの心)

第 5 条 事業主は、利用者が気持ちよく利用できるよう“もてなし”の心で対応すること。

- (1) 予め用意してあるスペースが使用できない場合は、他のスペースを提供すること。
- (2) 施設自体が使用できない場合は、近隣の「赤ちゃんの駅」を案内すること。
- (3) 全職員が事業の趣旨を理解し、ばらつきのない対応をすること。

(実施施設であることの表示)

第6条 「赤ちゃんの駅」事業実施施設であることが識別できるよう、目立つ場所に「認定書」、「赤ちゃんの駅フラッグ」又は「赤ちゃんの駅ステッカー」を掲示すること。

(届出)

第7条 事業開始、変更、廃止に当たり、以下により届出るものとする。

(1) 事業開始の届出

事業主は事業開始に当たり、「赤ちゃんの駅事業開始届」(別紙第1号様式)により、区長に届出るものとし、区は「認定書」及び「赤ちゃんの駅フラッグ」又は「赤ちゃんの駅ステッカー」を交付する。届出があっても、施設・設備の状況によって認めない場合がある。

(2) 事業内容変更届

事業主は、既に届け出た内容に変更があった場合は、速やかに「赤ちゃんの駅事業変更届」(別紙第2号様式)により、区長に届出るものとする。

(3) 事業廃止届

事業主は事業を廃止したとき、またはこの基準を満たさなくなったときは、速やかに「赤ちゃんの駅事業廃止届」(別紙第3号様式)により、区長に届出るとともに、「認定証」、「赤ちゃんの駅フラッグ」又は「赤ちゃんの駅ステッカー」を返却するものとする。

(赤ちゃんの駅フラッグデザインの使用手続き)

第8条 使用者は「赤ちゃんの駅」事業実施施設事業主とし、使用目的は行政目的又は区の魅力及び活力の向上に資するものに限る。赤ちゃんの駅フラッグデザインを使用しようとする者は、使用開始予定日の10日前までに「板橋区赤ちゃんの駅フラッグデザイン使用承認申請書」(別記第4号様式)により、子育て支援課長に申請しなければならない。

(使用承認)

第9条 子育て支援課長は、前条の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、赤ちゃんの駅フラッグデザインの使用を承認するものとする。

(1) 板橋区の信用や品位を傷つけるおそれがあるとき

(2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するおそれがあるとき

(3) 赤ちゃんの駅フラッグデザインを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき

(4) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき

(6) 前各号のほか、赤ちゃんの駅フラッグデザインの使用を不相当と認めたとき

2 前項の規定による承認または不承認は、「板橋区赤ちゃんの駅フラッグデザイン使用承認・不承認通知書」(別記第5号様式)により行う。

3 子育て支援課長は、赤ちゃんの駅フラッグデザインの使用を承認するにあたり、必要な条件を付すことができる。

(使用承認の取消)

第 10 条 子育て支援課長は使用承認をした事業主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認を取り消すことができる。

(1) 赤ちゃんの駅フラッグデザインの使用がこの認定基準及び承認の内容に違反していると認められるとき

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援課長が不相当と認めたとき

2 前項の初認の取り消しは、板橋区「赤ちゃんの駅」フラッグデザイン承認取消通知書（別記第 6 号様式）により行う。

(損害賠償の責任)

第 11 条 区は、赤ちゃんの駅フラッグデザインを使用したこと又は使用できなかったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(実施施設の公表)

第 12 条 区は、第 7 条第 1 項第 1 号による届出を受理した「赤ちゃんの駅」について、事業主名、所在地等をホームページ等で公表し、広く区民に周知する。

(経費の負担)

第 13 条 本事業の実施に要する経費は事業主が負担するものとする。ただし、「認定書」、「赤ちゃんの駅フラッグ」及び「赤ちゃんの駅ステッカー」交付に係る経費は区が負担する。

(その他)

第 14 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、子育て支援課長が定める。

付則

この基準は、平成 24 年 11 月 14 日から適用する。

付則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

板橋区長 様

事業主

所在地 板橋区

代表者

### 「赤ちゃんの駅」事業開始届

下記のとおり、「赤ちゃんの駅」事業の実施について届出ます。

#### 記

1 実施施設名

2 施設所在地 〒 板橋区

3 開始予定日

4 「赤ちゃんの駅」利用可能曜日・時間

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝日
可否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否
時間								

5 連絡先

担当部署

電話番号

担当者名

Fax 番号

E-mail

6 表示について

希望する表示

「赤ちゃんの駅フラッグ」	
「赤ちゃんの駅ステッカー」	

※ ○を付ける。

注意 実施施設の「赤ちゃんの駅」入り口（段差解消やベビーカー置き場など）、「赤ちゃんの駅」スペース全体、オムツ替え・授乳スペースのアップなどの写真を添えて提出すること。

板橋区長 様

事業主

所在地 板橋区

代表者

### 「赤ちゃんの駅」事業変更届

下記のとおり、「赤ちゃんの駅」事業の内容変更について届出ます。

#### 記

1 実施施設名

2 施設所在地 〒 板橋区

3 変更年月日

4 変更内容

変更内容	変更後	変更前
施設名称		
所在地		
施設設備		
利用可能曜日・時間		
その他		

5 連絡先

担当部署

電話番号

担当者名

Fax 番号

E-mail

板橋区長 様

事業主

所在地 板橋区

代表者

### 「赤ちゃんの駅」事業廃止届

下記のとおり、「赤ちゃんの駅」事業の廃止について届出ます。

#### 記

1 実施施設名

2 施設所在地 〒 板橋区

3 廃止年月日

4 廃止理由

5 連絡先

担当部署

電話番号

担当者名

Fax 番号

E-mail

子育て支援課長 様

事業主

所在地 板橋区

代表者

「赤ちゃんの駅」フラッグデザイン使用承認申請書

板橋区「赤ちゃんの駅」認定基準に基づき、「赤ちゃんの駅」フラッグデザインの使用承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

目 的			
使用対象 ※事業名・発行物名 等			
期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用責任者 ※区が使用する場合は記載不要	代表者		
	担当者 氏 名	連絡先 電話番号	
	E-mail		
添付書類 ※事業概要や発行物のイメージ・レイアウト	1	2	3
区担当者	部 課 係		
	氏名 電話		

「赤ちゃんの駅」フラッグデザイン使用承認・不承認通知書

様

子ども家庭部子育て支援課長

（公印省略）

年 月 日付で行われた板橋区「赤ちゃんの駅」フラッグデザインの使用申請について、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認 ・ 不承認
使用対象 ※事業名・発行物名 等	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
承認条件	
不承認の理由	

「赤ちゃんの駅」フラッグデザイン承認取消通知書

様

子ども家庭部子育て支援課長

（公印省略）

年 月 日付で承認した板橋区「赤ちゃんの駅」フラッグデザインの使用について、  
下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認の取り消し
件 名	
使用対象 ※事業名及び発行物	
期 間	年 月 日以降の使用承認を取り消す。
取消理由	